



---

---

**中小企業者のための**

---

**官公需施策と**

---

**官公需適格組合**

---

**活用事例**

---

平成23年12月  
**中小企業庁**  
<http://www.chusho.meti.go.jp/>

# 官公需施策と 官公需適格組合



わが国の中小企業は、企業数で99.7%、雇用者数では69.4%を占め、産業のあらゆる分野で活躍し、経済社会の“活力の源泉”となっています。特に地域社会においては、伝統産業や地場産業等の地域産業集積の基盤となり、雇用の場の提供のほか、地域コミュニティの推進や地域文化の継承等においても重要な役割を果たしています。

昨年、平成22年6月18日には「**中小企業憲章**」が閣議決定されました。

この憲章の「行動指針」のひとつに「**国及び地方公共団体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める**」ことが記載されています。

また、国では、中小企業者の受注機会の増大を図るため、「**官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律**」(官公需法)を定め、中小企業者の官公需の受注機会増大に向けて、以下の措置を講じています。

## 1. 中小企業者の受注機会の増大の努力

国等は、工事若しくはその他の役務又は物件の納入に対し、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。また、この場合において契約の相手方として「組合」を活用するように配慮しなければならないこと。

## 2. 中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等

受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業向けの契約目標額と受注機会増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年度閣議決定し、公表すること。

## 3. 国等の契約の実績の概要の通知

契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること。

## 4. 各省各庁の長等に対する要請

経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約の方針に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。

## 5. 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならないこと。



## 1 官公需施策と官公需適格組合

中小企業の制約の多くは、経営の規模が小さいことに起因するものが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。

国では、中小企業者によるこうした積極的な取り組みを支援するため、官公需法第3条において「…国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

こうした中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが「官公需適格組合制度」です。

官公需適格組合制度は、国等の契約の方針において証明に関する詳細が規定されるとともに、その普及のため、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めています。

さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例」の活用、「官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表」を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」こととなっています。

官公需適格組合となるための基準は以下のとおりです。

#### <物品・役務関係組合の証明基準>

- ・組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ・官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ・常勤役職員が2名以上いること
- ・共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ・共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ・検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ・組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること

#### <工事関係組合の証明基準>

上記の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。

- ・共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること
- ・工事1件の請負代金の額が1,500万円(電気、管工事等は500万円)以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名は受注しようとする工事の技術者であること
- ・総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

官公需適格組合は、現在全国に811組合(平成23年9月末時点)あり、それぞれの分野で積極的な事業活動をしています。

物品、役務、工事別の組合数は以下のとおりです。

#### ◇物品関係 ..... 194組合

- |                                      |                       |
|--------------------------------------|-----------------------|
| ・纖維製品(織物、外衣・下着類、絨毯、シーツ、<br>テーブルクロス等) | ・印 刷(各種印刷物、署紙等)       |
| ・家 具(木製・金属製家具、黒板、金庫等)                | ・石油製品(潤滑油、燃料等)        |
|                                      | ・事務用品(筆記用具、事務用品、帳簿類等) |

#### ◇役務関係 ..... 405組合

- ・設計業務 　・測量業務 　・自動車整備 　・輸送業務 　・建物サービス 等

#### ◇工事関係 ..... 212組合

- ・建設工事 　・土木工事 　・建築工事 　・電気工事 　・管工事 　・造園工事 　・畝工事 等

※なお、国は地方自治体に対し、官公需適格組合の活用の促進を要請しています。



## 気仙沼地区生コンクリート協同組合(物品)

所在地：〒988-0224 宮城県気仙沼市長磯前林84-1

電 話：0226-26-1271 FAX：0226-26-1272

第1回官公需適格組合証明取得：平成23年6月14日

代 表 者／高野 剛

設立年月日／平成8年10月29日

組合の地区／気仙沼市及び南三陸町

組合員数／4名

業 種／生コンクリート製造業



### 1.設立の背景と官公需適格組合取得までの動き

本組合は平成8年に共同販売事業を目的に現在の組合員4人により設立された。

気仙沼地区は過疎化が進み「地域の経済・雇用を支えているのは地元の中小企業である。中小企業は地域と共に生き、連帯して協力し合わなければ地方では生き残れない。」という共通意識を全組合員が持っており、設立当初から社会貢献活動に力を入れてきた。

官公需適格組合証明については、行政からの生コンの直接受注は難しいことからチャレンジしないままに時が流れていた。しかし3月11日に発生した東日本大震災では、東日本を中心に未曾有の被害に見舞われた。本組合の組合員も被害にあったが、「気仙沼の復旧・復興を果たすのは我々である」という強い思いで、復旧・復興へのシンボルとして「官公需適格組合証明」を取得することを決意、本年6月14日の取得に至った。

### 2.社会貢献活動としての取り組み

設立当初から、組合は社会貢献に力を入れてきたこともあり、行政との関係は良好である。特に、「災害訓練」等には積極的に参加し、地域との絆を深めてきた。

平成19年4月、気仙沼市が防災対策協力企業・団体の登録を受け付け、災害時の応援態勢を整備したが、本組合はその際にも「第1号登録」を目指すなど積極的に取り組んだ。なお、組合の支援内容は、有償と無償があり、登録時に取り決めている。

#### 【気仙沼市に登録している防災時の主な支援内容】

- ・ミキサー車、重機の提供
- ・砂・砂利の提供
- ・避難場所の提供
- ・情報収集提供
- ・水の運搬
- ・障害物の除去
- ・避難、誘導活動



## ■組合が実施しているその他の地域貢献活動

### (1)こども110番の設立

平成18年5月、気仙沼・南三陸警察署等と連携して「こども生コン110番」を設立。大型ミキサー車などに「子ども110番」のステッカーを張り、業務中にパトロールを実施。無線を搭載した組合の車両が、不審者や不審車両等を通報するなど、子供への犯罪防止、捜査協力、被害者保護などの活動を行っている。

### (2)災害訓練等への参加

気仙沼市総合防災訓練並びに気仙沼及び南三陸地域行政事務組合消防本部により実施される災害訓練には、設立当初より参加。水利確保訓練を中心に洗浄水(飲用ではない)などの輸送を担う訓練を行っている。また、平成19年、中央防災会議(会長安倍晋三・内閣総理大臣)の総合防災訓練大綱に基づき「大規模津波防災総合訓練」が気仙沼で開催された際にも積極的に参加した。

## 3.組合活動の主な効果

3月11日の東日本大震災直後、防災協定等に基づき、重機等を提供して瓦礫の撤去を行ったが、国道は国の許可、県道は県の許可、市道は市の許可が必要であるとした手続き面での対応が生じた。また、河川から水をくみ上げる場合の対応について、河川法に抵触する可能性が指摘されたため、地元の消防団が水を汲み上げ、組合は運搬のみを担うなど、平時のルールが適用されるなど、現場が混乱する場面もあった。

子供110番の設置についても各種問題はあった。実際に不審者を見つけた場合の対応について、警察一組合一各工場一無線連絡といった情報共有の仕組みを構築したり、パトロール中の組合員が不審者と間違われないようユニフォームや腕章などを作成するなど、一つ一つ関係者と話し合いの機会を持ち対応してきた。

このような取り組みを通じて組合は信頼を築いてきており、震災時にも貢献できた。

本組合では、行政に対して受注をお願いするだけでは無く官公需適格組合が地域に対して何ができるかを模索し、必要とされる組合を目指していくかなければならないと考えている。3月11日の東日本大震災では全国の官公需適格組合が様々な場面で支援活動を行っているが、大規模な災害等では1社の力には限界がある。広域に連帯している官公需適格組合だからこそできる活動があり、地元企業育成の観点からも、官公需適格組合制度を一層普及し、周囲の理解を図りつつ受注拡大に向けて取り組んでいく。

## ●主な受注実績

建設工事においては、生コンだけの分離発注はほとんど無いため間接受注になるが、これらの発注もとは公共工事である。

売上高 平成20年度 7.4億円、平成21年度 5.7億円、平成22年度 10.7億円



## 官公需適格組合の活用事例

### 浦安建設協同組合(工事)

所在地:〒279-0003 千葉県浦安市海楽1-25-17

電話:047-351-4551 FAX:047-351-4586

第1回官公需適格組合証明取得 昭和53年2月

代表者／鹿野新一郎

設立年月日／昭和42年7月10日

組合の地区／市川市、浦安市

組合員数／10名

業種／建設業



#### 1.組合設立の背景と今日までの動き

昭和42年、千葉県中小企業団体中央会の支援のもと組合を設立した。昭和53年には浦安市の工事の受注を目的に官公需適格組合証明を取得した。昭和56年には浦安市の東地区で住宅・都市整備公団(現在のUR都市再生機構)の土木工事が行われることとなり、その大規模工事を受注するために、新規事業者の加入促進も図った。組合員の構成は、土木工事5社、建築工事2社、水道工事2社、造園工事1社、計10社で活動している。公団の仕事以外にも民間ディベロッパーの住宅開発関連の工事、東京ディズニーランドの工事、浦安市の武道館の工事、公共建物の耐震補強工事などを受注して共同受注の額は伸びていった。

最近では、浦安市から運動公園の施設改修工事や、区画整理に伴う家屋の解体工事、橋梁の拡幅工事等を受注している。市の関連団体である、浦安市ふるさとづくり推進協議会からも市民花火大会の会場整備等を受注している。直近の平成22年度決算の完工工事高(組合総受注額)は136,802,524円である。

本年3月11日に発生した東日本大震災では、浦安市内の4分の3以上が液状化被害を受け、幹線道路までが通行不能の状態になり、緊急の復旧対策に市内の建設関係各社が不眠不休の活動をした。本組合の組合員各社も各自の専門分野に分かれ復旧作業に従事した。液状化により噴出した土砂は75,000m<sup>3</sup>の膨大な量になり、浦安市の受けた液状化被害は過去に例のない大規模なものであったが、市当局を中心として市民団体、市内建設業者、多くのボランティアの共同作業により、4月20日には市内のインフラの仮復旧工事が完了した。

本組合では、現在液状化により発生した75,000m<sup>3</sup>の土砂の管理業務を浦安市から受注している。今後、大量の土砂の処分が課題となるが、組合としては有効に再利用ができるような工法や施工事例の収集を行い、行政へ提言していきたい。

#### 2.共同事業を実施したことによる効果

官公需共同受注事業を実施する上で、組合ではなく、組合員企業に対して指名入札されることがあるが、これはこれまでの組合活動が組合員企業の受注機会拡大へと繋がった結果であり、組合員

のための組合という役割を大きく果たしている。

通常工事は、5,000万円までが指名競争入札で5,000万円超が一般競争入札となっているが、東日本大震災の復旧工事は2億円までが指名競争入札となっているため、組合員企業は震災復旧で大きな工事に単独でチャレンジすることが可能である。復旧・復興工事は今後も継続して発注される予定であり、かつ浦安市長は地元企業優先発注の方針を明らかにしていることから、組合そして組合員企業が活躍できる場面は今後も多くなりそうである。

組合で地道な活動を続けてきた結果が、東日本大震災の復旧・復興工事の場面でいきている。その証となっているのが、液状化土砂仮置場管理業務である。この業務が本組合に依頼されたのは日ごろの活動の成果であり、この仕事を確実に行うことで信頼が深まり受注増加につながっていくものと考えている。さらに受注実績が増えることで組合員の団結力は一層強くなり、各組合員の研鑽の場、情報交換の場としての組合の価値は大きくなっていく。こうした点が官公需共同受注事業実施の効果といえる。

今後は、千葉県の復旧・復興工事案件についても組合員のランクより上位の仕事については算定特例制度を活用し組合で入札に参加していきたい。やはり、いざという時に役に立つのは地元業者である。本組合は浦安市に誕生して40年以上の歴史のある組合で、浦安市を愛する気持ちはどこにも負けない。

### ●主な受注実績

| 年 度    | 受注件数 | 受注額      |
|--------|------|----------|
| 平成20年度 | 1件   | 17,550千円 |
| 平成21年度 | 2件   | 37,275千円 |
| 平成22年度 | 3件   | 51,370千円 |

【主な発注機関】:千葉県、浦安市

# 3

# 国等の契約の方針



## 「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」のポイント

### (1) 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

被災地域等の中小企業者の復興とそれを通じた被災者の雇用拡大に資するため、以下の取組を実施。

- ①官公需相談窓口における相談対応
- ④科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- ②適正な納期・工期の設定及び迅速な支払
- ⑤官公需における被災地域産品の調達の奨励
- ③地域中小企業の適切な評価

### (2) 調達・契約手法の多様化における配慮

- ①一括調達や共同調達を行う場合は、中小企業者の受注機会の観点から、適切な調達品目の選定、配送エリアの設定等に努める。
- ②総合評価落札方式、一括調達や共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合は、中小企業者の受注機会の確保、事業環境への影響等に十分配慮する。

### (3) ダンピング対策の充実

契約額に占める人件費の比率が高く、人件費単価の低い役務契約(清掃、警備等)において低価格の落札があった場合、各府省が行う「低入札価格調査」の結果を中小企業庁が取りまとめ、労働関連法、独禁法等の所管行政庁に情報提供し、ダンピング防止に向けた監視強化を図る。

### (4) 特殊会社に対する要請の拡大

官公需法で努力義務が定められている地方公共団体に加えて、民営化により官公需法の対象外となった特殊会社に対して、国に準じた努力を要請する(要請先を昨年度の9社から14社に拡大)。

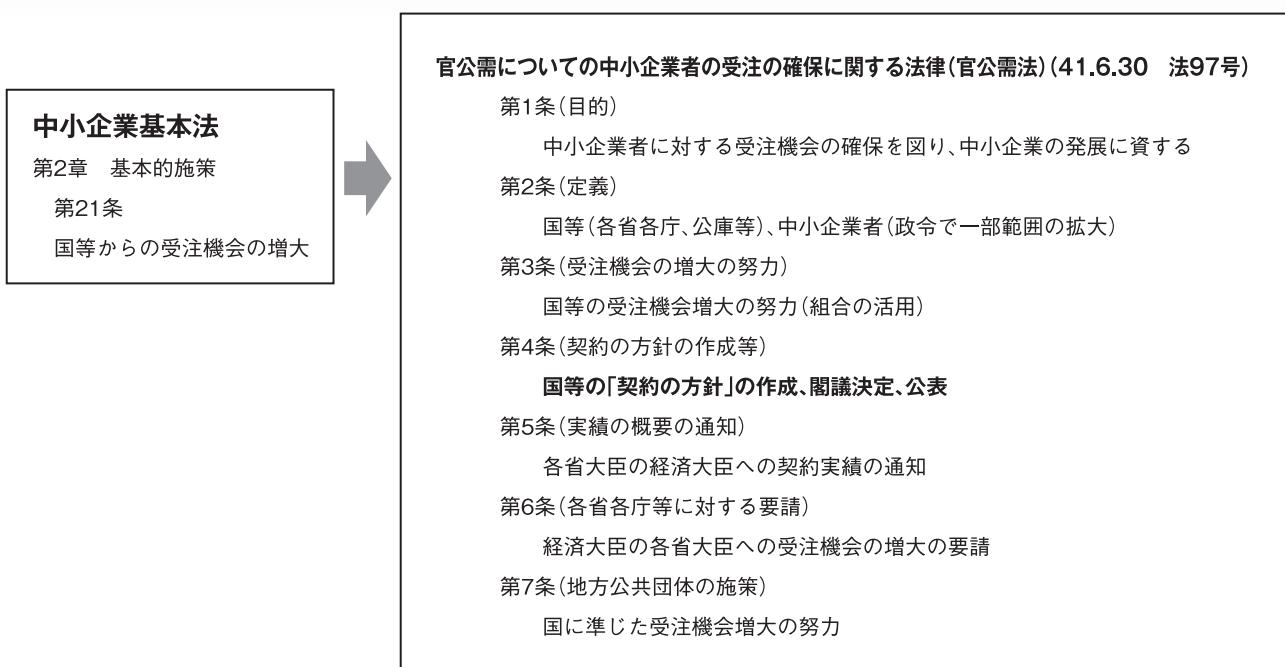
#### 中小企業者向け契約目標

平成23年度における国等の中小企業者向け契約目標金額:約3兆 7,915億円  
(官公需総予算額に占める割合56.2%)

#### 中小企業者に関する国等の契約の方針

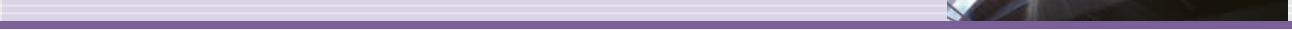
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2011/download/110628Eq-Torihiki2.pdf>

## 官公需施策体系図



### 「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」

|  |   |
|--|---|
| <p><b>第1.中小企業者の受注機会の増大のための措置</b></p> <p>1.東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮<br/>           (1)官公需相談窓口における相談対応<br/>           (2)適正な納期・工期の設定及び迅速な支払<br/>           (3)地域中小企業の適切な評価<br/>           (4)科学的・客観的根拠に基づく適切な契約<br/>           (5)官公需を通じた被災地域への支援</p> <p>2.官公需情報の提供の徹底<br/>           (1)各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表<br/>           (2)個別発注情報の提供と説明<br/>           (3)官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供<br/>           (4)官公需に関する相談体制の整備</p> <p>3.中小企業者が受注し易い発注とする工夫<br/>           (1)分離・分割発注の推進<br/>           (2)適正な納期・工期、の納入条件の設定<br/>           (3)調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮<br/>           (4)同一資格等区分内の者による競争の確保<br/>           (5)中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大<br/>           (6)官公需適格組合等の活用<br/>           (7)調達手続の簡素・合理化</p> | <p>4.中小企業者の特性を踏まえた配慮<br/>           (1)技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大<br/>           (2)地域の中小企業者等の積極活用<br/>           (3)中小企業者の適切な評価<br/>           (4)中小建設業者に対する配慮<br/>           (5)新規開業中小企業者の参入への配慮</p> <p>5.ダンピング防止対策等の推進<br/>           (1)適切な予定価格の作成<br/>           (2)低入札価格調査制度の適切な活用等</p> <p><b>第2.中小企業者向け契約目標</b></p> <p><b>第3.官公需対策における政府一体の取組み</b></p> <p>(1)方針の普及及び徹底等<br/>           (2)措置状況の通知及び情報の公表<br/>           (3)地方公共団体の施策</p> |
|--|---|



## 1. 中小企業基本法(抄)

(昭和38年7月20日法律第154号 最終改正 平成18年4月26日 法律第33号)

(国等からの受注機会の増大)

**第21条** 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 2. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(抄)

(昭和41年6月30日法律第97号 最終改正平成17年10月21日 法律第102号)

(目的)

**第1条** この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(受注機会増大の努力)

**第3条** 国等は、国等を当事者的一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

**第4条** 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

(国等の契約の実績の概要の通知)

**第5条** 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

(地方公共団体の施策)

**第7条** 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 3. 予算決算及び会計令(抄) (昭和22年勅令第165号)

#### 第7章 契 約

##### 第4節 隨意契約

(随意契約によることができる場合)

**第99条** 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

— (略) —

(18)事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらのものから直接に物件を買い入れるとき。

### 4. 中小企業憲章(妙) (平成22年6月18日閣議決定)

#### 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

— (略) —

#### 5.公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

#### 結び

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし發揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

**全国の中小企業団体中央会  
官公需総合相談センター一覧**

| 中央会名          | 担当部署名          | 〒        | 所在地                            | 電話           |
|---------------|----------------|----------|--------------------------------|--------------|
| 全国中小企業団体中央会   | 政策推進部          | 104-0033 | 東京都中央区新川1-26-19全中・全味ビル         | 03-3523-4902 |
| 北海道中小企業団体中央会  | 連携支援部          | 060-0001 | 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7           | 011-231-1919 |
| 青森県中小企業団体中央会  | 連携支援部連携支援1課    | 030-0802 | 青森市本町2-9-17青森県中小企業会館内          | 017-777-2325 |
| 岩手県中小企業団体中央会  | 連携支援部          | 020-0023 | 盛岡市内丸14-8県米連ビル内                | 019-624-1363 |
| 宮城県中小企業団体中央会  | 連携推進部          | 980-0011 | 仙台市青葉区上杉一丁目14-2                | 022-222-5560 |
| 秋田県中小企業団体中央会  | 総務部調査広報課       | 010-0923 | 秋田市旭北錦町1-47秋田県商工会館内            | 018-863-8701 |
| 山形県中小企業団体中央会  | 支援部            | 990-8580 | 山形市城南町1-1-1霞城セントラル14F          | 023-647-0360 |
| 福島県中小企業団体中央会  | 事業支援課          | 960-8053 | 福島市三河南町1-20コラッセふくしま会館内         | 024-536-1264 |
| 茨城県中小企業団体中央会  | 連携支援部特定支援課     | 310-0801 | 水戸市桜川2-2-35                    | 029-224-8030 |
| 栃木県中小企業団体中央会  | 事業管理部          | 320-0806 | 宇都宮市中央3-1-4栃木県産業会館3F           | 028-635-2300 |
| 群馬県中小企業団体中央会  | 総務部情報課         | 371-0026 | 前橋市大手町3-3-1群馬県中小企業会館内          | 027-232-4123 |
| 埼玉県中小企業団体中央会  | 組合支援部          | 330-8669 | さいたま市大宮区桜木町1-7-5大宮ソニックスティ9F    | 048-641-1315 |
| 千葉県中小企業団体中央会  | 商業連携支援部        | 260-0015 | 千葉市中央区富士見2丁目22番2号千葉中央駅前ビル3階    | 043-306-3284 |
| 東京都中小企業団体中央会  | 振興課            | 104-0061 | 東京都中央区銀座2丁目10番18号東京都中小企業会館7階   | 03-3542-0040 |
| 神奈川県中小企業団体中央会 | 組織支援部組織運営支援チーム | 231-0015 | 横浜市中区尾上町5-80神奈川中小企業センター9F      | 045-633-5133 |
| 新潟県中小企業団体中央会  | 工業振興課          | 951-8133 | 新潟市中央区川岸町1-47-1新潟県中小企業会館内      | 025-267-1100 |
| 長野県中小企業団体中央会  | 連携支援部支援課       | 380-0936 | 長野市中御所岡田131-10長野県中小企業指導センター4F  | 026-228-1171 |
| 山梨県中小企業団体中央会  | 連携支援課          | 400-0035 | 甲府市飯田2-2-1山梨県中小企業会館内           | 055-237-3215 |
| 静岡県中小企業団体中央会  | 連携組織課          | 420-0853 | 静岡市葵区追手町44-1静岡県産業経済会館内         | 054-254-1511 |
| 愛知県中小企業団体中央会  | 振興部            | 460-0002 | 名古屋市中区丸の内2-4-7愛知県産業貿易館西館2F     | 052-229-0044 |
| 岐阜県中小企業団体中央会  | 広報チーム          | 500-8384 | 岐阜市薮田南5-14-53岐阜県県民ふれあい会館8F     | 058-277-1100 |
| 三重県中小企業団体中央会  | 企画振興課          | 514-0004 | 津市栄町1-891三重県合同ビル内              | 059-228-5195 |
| 富山県中小企業団体中央会  | 調査連携推進グループ     | 930-0083 | 富山市総曲輪2-1-3富山商工会議所ビル内          | 076-424-3686 |
| 石川県中小企業団体中央会  | 情報企画課          | 920-8203 | 金沢市鞍月2-20石川県地場産業振興センター新館5F     | 076-267-7711 |
| 福井県中小企業団体中央会  | 総合支援課          | 910-0005 | 福井市大手3-7-1織協ビル内                | 0776-23-3042 |
| 滋賀県中小企業団体中央会  | 指導課            | 520-0806 | 大津市打出浜2-1コラボしが21 5F            | 077-511-1430 |
| 京都府中小企業団体中央会  | 連携支援課          | 615-0042 | 京都市右京区西院東中水町17京都府中小企業会館内       | 075-314-7131 |
| 奈良県中小企業団体中央会  | 業務第1部          | 630-8213 | 奈良市登大路町38-1奈良県中小企業会館内          | 0742-22-3200 |
| 大阪府中小企業団体中央会  | 労政調査部調査広報課     | 540-0029 | 大阪市中央区本町橋2-5マドームおおさか6F         | 06-6947-4372 |
| 兵庫県中小企業団体中央会  | 広報・情報支援課       | 650-0011 | 神戸市中央区下山手通4-16-3兵庫県民会館内        | 078-331-2045 |
| 和歌山県中小企業団体中央会 | 情報総務部情報総務課     | 640-8152 | 和歌山市十番丁19Wajima十番丁4F           | 073-431-0852 |
| 鳥取県中小企業団体中央会  | 連携組織部広報労働課     | 680-0845 | 鳥取市富安1-96中央会会館内                | 0857-26-6671 |
| 島根県中小企業団体中央会  | 組織振興課          | 690-0886 | 島根県松江市母衣町55番地4                 | 0852-21-4809 |
| 岡山県中小企業団体中央会  | 組織支援課          | 700-0817 | 岡山市北区弓之町4-19-202岡山県中小企業会館2F    | 086-224-2245 |
| 広島県中小企業団体中央会  | 情報調査部          | 730-0011 | 広島市中区基町5-44                    | 082-228-0926 |
| 山口県中小企業団体中央会  | 連携・創業支援班       | 753-0074 | 山口市中央4-5-16山口県商工会館6F           | 083-922-2606 |
| 徳島県中小企業団体中央会  | 組織支援課          | 770-8550 | 徳島市西新町2-5徳島経済センター内             | 088-654-4431 |
| 香川県中小企業団体中央会  | 事業振興部          | 760-8562 | 高松市福岡町2-2-401香川県産業会館内          | 087-851-8311 |
| 愛媛県中小企業団体中央会  | 指導支援部          | 791-1101 | 松山市久米窪田町337-1テクノプラザ愛媛3F        | 089-955-7150 |
| 高知県中小企業団体中央会  | 連携振興課          | 781-5101 | 高知市布師田3992-2高知県中小企業会館内         | 088-845-8870 |
| 福岡県中小企業団体中央会  | 産業支援課          | 812-0046 | 福岡市博多区吉塚本町9番15号福岡県中小企業振興センター9階 | 092-622-8780 |
| 佐賀県中小企業団体中央会  | 総務労働部          | 840-0831 | 佐賀市松原1-2-35佐賀商工会館内             | 0952-23-4598 |
| 長崎県中小企業団体中央会  | 業務推進課          | 850-0031 | 長崎市桜町4-1長崎商工会館9F               | 095-826-3201 |
| 熊本県中小企業団体中央会  | 指導部指導1課        | 860-0801 | 熊本市安政町3-13熊本県商工会館内             | 096-325-3255 |
| 大分県中小企業団体中央会  | 組織支援2課         | 870-0026 | 大分市金池町3-1-64大分県中小企業会館内         | 097-536-6331 |
| 宮崎県中小企業団体中央会  | 連携企画課          | 880-0013 | 宮崎市松橋2-4-31宮崎県中小企業会館内          | 0985-24-4278 |
| 鹿児島県中小企業団体中央会 | 情報調査課          | 892-0821 | 鹿児島市名山町9-1鹿児島県産業会館内            | 099-222-9258 |
| 沖縄県中小企業団体中央会  | 組織支援部連携組織課     | 901-0152 | 那覇市字小禄1831-1沖縄産業支援センター605      | 098-859-6120 |